

経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024

令和6年12月26日
経済財政諮問会議

(目次)

経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024（案）の位置づけ	02
1. 社会保障	03
働き方に中立的な社会保障制度等の構築.....	05
医療・介護制度等の改革.....	06
その他の制度等改革項目.....	19
2. 文教・科学技術	23
質の高い公教育の再生.....	25
高等教育の機能強化等.....	29
研究・イノベーション力の向上.....	33
3. 社会資本整備	36
まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化.....	38
公共投資の効率化・重点化.....	41
PPP／PFIの推進.....	43
持続可能な土地及び水資源の利用・管理.....	44
4. 地方行財政	50
自治体DXの推進.....	52
地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働.....	56
地方自治体の財政マネジメントの強化.....	58

- 骨太方針2024第3章「経済・財政新生計画」（計画期間：2025年度～2030年度）においては、「本年末までにEBPMの強化策及び経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、毎年改革の進捗管理・点検・評価を実施する」とされたところ。
- 「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024（案）」は、これを受けて、骨太方針2024に掲げられた改革項目の着実な推進に向けて、①社会保障、②文教・科学技術、③社会資本整備、④地方行財政について、今後3年間（2025年度～2027年度）を中心に、「何を」「いつまでに」「どのように」進めるか、改革のロードマップを具体化したものの。
- 「EBPMアクションプラン2024」及び「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」は、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作るための具体的な指針となる。これらに基づき、改革を着実に進め、限られたリソースから高い政策効果を生み出し、客観的なデータに基づくワイズスペンディングの徹底につなげていく。

1. 社会保障

【ポイント】

- ・ 社会保障を持続可能なものとするため、応能負担の徹底を通じて**現役世代・高齢世代などの給付・負担構造を見直し**、国民の安心につながる**効率的で強靱な医療・介護の提供体制**を実現するなど、**全世代型社会保障制度の構築**を進める。
- ・ そのために、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」 「改革工程表2023」 「骨太方針2024」に掲げられた改革項目のスケジュールを明確化し、**実現できる項目から着実に実施する**。

【工程の主な概要】

○勤労者皆保険の実現に向けた取組等の働き方に中立的な制度の構築

- 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消、「年収の壁」への対応、在職老齢年金制度の見直しについて、2024年末までの検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 等

○生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上

- 全国医療情報プラットフォームの構築（電子カルテ情報共有サービス、社会保険診療報酬支払基金の抜本的改組等）、診療報酬改定DXに順次取り組む。
- 新たな地域医療構想について、2024年末までの検討の結果に基づき、制度改正。2026年度に都道府県における構想策定を行い、2027年度から新たな地域医療構想の取組を実施する。2024年末に策定された医師偏在対策の総合的な対策のパッケージに基づき、制度改正。
- 医療従事者におけるタスク・シフト/シェアについて、医師の働き方改革の施行後の状況等を踏まえ検討。
- 多剤重複投薬等の適正化について、2024年度診療報酬改定の影響の検証等を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。
- 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）について、KPIに基づき進捗管理を行いつつ、取組を推進する。
- 医療費適正化や都道府県のカバランス強化等にも資するよう、国民健康保険の調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行い、2025年度までに一定の結論を得る。
- ケアマネジメント及び軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、2024年度から議論を開始。2025年度までに結論を得て、その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。
- 障害福祉サービスの地域差の是正について、次期障害福祉計画（2027～2029年度）に向けて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。 等

○能力に応じた全世代の支え合い

- 介護保険における「一定以上所得」（2割負担）の判断基準の見直しについては2025年度まで、多床室の室料負担の更なる見直しについては2027年度の前までに結論を得て、その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。
- 医療・介護における「現役並み所得」（3割負担）の判断基準の見直しについて、2028年度までに検討を行う。
- 高額療養費制度の自己負担限度額の見直しや所得区分の細分化等について、2025年度以降段階的に実施する。 等

○医薬品等のイノベーションの推進、安定供給確保、薬剤保険給付の在り方の見直し等

- 2024年度診療報酬改定の施行状況の検証を行うとともに、薬剤自己負担の見直し項目について、2028年度までに必要な対応を検討する。
- 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用することや、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2024年度診療報酬改定での対応も踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討する。
- 2025年度薬価改定については、骨太方針2024を踏まえて実施する。 等

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度			2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	<p>(勤労者皆保険の実現に向けた取組等の働き方に中立的な制度の構築)</p> <p>①短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃</p>					
	社会保障審議会年金部会等で検討。	検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。	必要な措置の着実な実施。			
	《厚生労働省》					
	②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消					
	社会保障審議会年金部会等で検討。	検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。	必要な措置の着実な実施。			
	《厚生労働省》					
	③週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大					
	社会保障審議会年金部会等で検討。	社会保障審議会年金部会の議論の結果等を踏まえ、引き続き検討。				
	《厚生労働省》					
	④フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理					
労働者性が認められる者については、労働行政と社会保険行政との連携により被用者保険の適用を着実に実施。						
上記以外の者の取扱いについて、社会保障審議会年金部会等で検討。	社会保障審議会年金部会の議論の結果等を踏まえ、引き続き検討。					
《厚生労働省》						
⑤年収の壁に対する取組						
「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行。						
制度の見直しについて社会保障審議会年金部会等で検討。	検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。	必要な措置の着実な実施。				
《厚生労働省》						
⑥在職老齢年金制度の見直し						
社会保障審議会年金部会等で検討。	検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。	必要な措置の着実な実施。				
《厚生労働省》						

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上)

①医療DXによる効率化・質の向上

全国医療情報プラットフォームの構築。

電子カルテ情報共有サービスの構築。
モデル事業開始。

電子カルテ情報共有サービスの本格稼働。(※)

標準型電子カルテα版提供(モデル事業)開始・検証。

標準型電子カルテ本格版提供。(※)

検討の結果に基づき、
法案提出も含めた必要
な措置を講ずる。

必要な措置の着実な実施。

社会保険診療報酬
支払基金の抜
本的改組。(※)

情報連携基盤・電子カルテ情報DB(二次利用用)の構築に向け、必要な対応を行う。(※)

公的DBの仮名化
情報の利用・提供。(※)

社会保障審
議会医療部
会等で検討。

2025年3月末
に、オンライン
資格確認
等システムを
導入した施設
の概ね全ての
医療機関及び
薬局での電子
処方箋の導入。

上記の各種取組状況を踏まえ、マイナ保険証等の医療DXのメリットについて国民へ周知。

《厚生労働省》

(※) 法改正を前提としており、施行日は未定。

医療・介護制度等の改革

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会		概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
<p>(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上) ①医療DXによる効率化・質の向上 ＜診療報酬改定DX＞</p>						
共通算定モジュール（医科・DPC）の設計・開発、テスト運用の実施など、実装に向けた準備を進める。					共通算定モジュール（医科・DPC）の提供・機能拡充、提供範囲拡大。	
《厚生労働省》						
②生成AI等を用いた医療データの利活用の促進						
戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期統合型ヘルスケアシステムの構築。						
基盤技術の開発、既存技術群を活用し随時事業化。					技術の拡張・付随技術の開発 基盤技術を活用した事業化。	
SIP第3期補正予算事業・医療分野LLM/LMMの研究開発。						
《厚生労働省》						

医療・介護制度等の改革

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

③医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

＜医療法人＞

医療法人の経営情報等を収集し分析結果を公表。

公表されている国公立病院等の経営情報等を収集し医療法人の経営情報等との比較。

職種別給与・人数情報の報告状況や報告内容を精査し、義務化を含めた提出方法の在り方や内容について検討し、必要な対応を実施。

医療法人の経営情報等との連携・活用を検討。

提出情報のさらなる改善等について検討・実施。

実施状況等を踏まえ制度改正を実施。

第三者提供制度の具体的な提供要件等の検討・施行。

医療法人情報の提供。

《厚生労働省》

＜介護サービス事業者＞

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始。

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにより報告を受けた、事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等の在り方について継続的に検討を行う。

《厚生労働省》

＜障害福祉サービス等事業者＞

データベースの運用開始に向けた検討・準備。

障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースの運用を開始。

報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等のあり方について継続的に検討を行う。

《厚生労働省、こども家庭庁》

＜保育所等＞

保育所等における経営情報の見える化のシステムの運用開始に向けた改修等。

保育所等における継続的な経営情報の見える化のシステムの運用開始（システム上での報告・公表）。

報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与等の経営情報について、可能なものから随時、分析・公表を行うとともに、必要に応じて、報告・公表の在り方について継続的に検討を行う。

《こども家庭庁》

医療・介護制度等の改革

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革	④医療提供体制改革の推進					
	新たな地域医療構想等に関する検討会等で議論・とりまとめ。	検討の結果に基づき、制度改正。	国における新たな地域医療構想に関するガイドラインの検討・発出。		都道府県における新たな地域医療構想の策定。	新たな地域医療構想の取組。
	制度施行に向けた議論・取組（省令改正等）。	国におけるかかりつけ医機能報告の開始に向けた準備（報告システムの構築、自治体向け説明会の実施等）。	かかりつけ医機能報告・地域における協議の場。施行の状況について把握・整理。		附則規定をふまえ、施行の状況等を勘案し、必要な措置について検討。	
	都道府県におけるかかりつけ医機能報告の開始に向けた準備（医療機関への制度周知、協議の場の準備等）。					
	《厚生労働省》					
	⑤効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ＜医療従事者におけるタスクシェア・薬剤師の役割強化＞					
タスク・シフト／シェアの推進について医師の働き方改革の施行後の状況を踏まえ検討。						
認定薬局制度及び調剤業務の一部外部委託に係る法案提出を目指す。	国会での審議を踏まえ、順次施行。					
2024年度診療報酬改定による影響の検討等を踏まえ、薬局・薬剤師業務の専門性をさらに高め、質の高い薬学的管理の提供への転換を推進するための調剤報酬の在り方について、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。						
《厚生労働省》						

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

＜リフィル処方箋＞

・リフィル処方箋について、2024年度診療報酬改定による影響の調査・検証を行うとともに、2026年度診療報酬改定において、報酬上の対応を含め適切な運用や活用策について検討する。
・リフィル処方に係る具体的なKPIの設定を検討し、必要な対応を速やかに行う。
・各都道府県において地域の関係者で連携して普及に取り組めるよう、国から都道府県へ関係データの提供等を行うとともに、引き続き国民向けにリフィル処方箋を広く周知する。

設定されたKPIの達成に向けた更なる取組の推進。

保険者インセンティブ制度を活用し、保険者による加入者に対するリフィル処方箋の周知の取組を促進。

《厚生労働省》

⑤効率的で質の高いサービス提供体制の構築

＜多剤重複投薬等の適正化＞

2024年度診療報酬改定における、医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価の見直し等、多剤投与の適正化に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。

重複投薬等の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る。

ポリファーマシー対策に係る業務手順書の普及・啓発と基礎調査の実施。

医療現場・地域における高齢者のポリファーマシー対策のより一層の推進。

《厚生労働省》

⑥医師偏在対策等

経済的インセンティブ、規制的手法等を組み合わせた総合的な対策のパッケージの検討・策定。

策定された総合的な対策のパッケージに基づく取組を順次実施。

検討の結果に基づき、制度改正。

国における第8次（後期）医師確保計画策定ガイドラインの検討・発出。

都道府県における第8次（後期）医師確保計画の策定。

都道府県における第8次（後期）医師確保計画の取組。

地域枠の効果を適切に評価する。

評価を踏まえ、地域枠について必要な対応を実施。

《厚生労働省》

医療・介護制度等の改革

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度		2026年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
医療・介護制度等の改革	<p>⑦介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正</p> <p>地域医療構想において、病床の機能分化・連携の推進を図る。</p> <p>医療療養病床の介護保険施設等への転換を支援する「病床転換助成事業」を実施。</p> <p>療養病棟入院基本料について、2024年度診療報酬改定による影響の調査・検証を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。</p> <p>介護医療院について、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として更なる機能強化を図るための対応を2027年度介護報酬改定において検討。</p> <p>利用者の生活の質向上及び保険給付の効率化の観点から、本来介護としてのケアが必要で、医療の必要性が低い者が、医療療養病床などで長期入院している実態が引き続き見られるとの指摘について、利用者の心身の状況に合わせた質の高いケアの提供を行えるよう対応を行う。</p>				
	«厚生労働省»				
	<p>⑧介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）</p> <p><生産性の向上></p> <p>KPIに基づき進捗管理を行いつつ、都道府県のワンストップ型の総合相談センターを設置し、地域の実情に応じたICTや介護ロボットの導入支援や伴走支援、DX人材の育成等の取組を推進。</p> <p>CARISOの整備によるヘルスケアスタートアップの振興・支援や介護ロボット等のUI（ユーザーインターフェース）の改善、ニーズを踏まえた機器開発のほか、効果的な事例の横展開、課題の調査研究を実施。</p> <p>介護付き有料老人ホーム以外の介護施設（特別養護老人ホーム等）についても、今後の実証事業によってエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。</p>				
	«厚生労働省»				

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間			2028年度 ~2030年度			
		2025年度		2026年度		2027年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
医療・介護制度等の改革	<p>⑧介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等） <経営の協働化・大規模化></p> <p>介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の一層の活用の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。</p>							
	<厚生労働省> <外国人介護人材を含めた人材確保対策>							
	海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める。							
	<厚生労働省> <介護情報基盤>							
	地域の関係者が連携し、利用者一人一人の状態に応じたサービスを提供できるよう、本人、介護事業所、自治体等の関係者が介護サービス利用者の介護情報等を電子的に共有できる情報基盤を整備する。							
	<厚生労働省> <介護報酬におけるアウトカム報酬>							
	自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について検討を行う。							
	<厚生労働省>							
	⑨イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し							
	バイオ医薬品の後続医薬品（バイオシミラー）の使用促進に向け、2024年10月から施行された長期収載品の選定療養も参考にしつつ、医療保険上の対応を検討する。							
<厚生労働省>								

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度				
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度		2026年度		2027年度			
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・ 介護制度等の 改革	<p>⑩イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し</p> <p>全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を踏まえ、引き続き検討とされた薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」、「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」及び「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、2024年10月から開始した長期収載品を希望した場合の特別の料金についての取組状況を踏まえ、必要な対応を検討する。</p>								
	<p>・2024年度診療報酬改定における長期収載品の保険給付の在り方の見直しについて、その実態を把握するとともに、制度の運用方法等に関して必要な検証を行う。</p> <p>・2024年度診療報酬改定におけるイノベーションの評価や後発品の安定供給の確保のための対応状況も含め、その施行状況について検証を行う。</p>								
	<p>«厚生労働省»</p>								
	<p>⑪国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化</p> <p>保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行い、一定の結論を得る。</p>								
	<p>引き続き、更なる検討を行う。</p>								
	<p>都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方の検討を深める。</p>								
<p>«厚生労働省»</p>									
<p>⑫国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進</p> <p>国民健康保険の財政運営を安定化させ、被保険者の受益と負担を公平化させる観点から、保険料水準統一加速化プランにおける各都道府県の取組状況の把握・分析・事例展開や、進捗状況に応じた調整交付金・保険者努力支援制度による財政措置も活用し、将来的には都道府県の保険料水準を「完全統一」することを見据えた取組を行う。</p>									
<p>まずは、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すこととし、各都道府県において国民健康保険運営方針の中間見直し年の前年（2026年）の意思決定を目指し、取組を進める。</p>									
<p>完全統一の達成を目指して、都道府県への支援等の取組を着実に実施。</p>									
<p>«厚生労働省»</p>									

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革	⑬介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方、第1号保険料負担の在り方）					
	2024年度から議論を開始。ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い結論を得る。			その結果に基づき必要な制度改革等を実施する。		
	2024年度から議論を開始。軽度者（要介護1及び2の者）への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、現行の介護予防・日常生活支援総合事業に関する評価・分析や活性化に向けた取組等を行いつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い結論を得る。			その結果に基づき必要な制度改革等を実施する。		
	《厚生労働省》					
	⑭サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化					
サービス付き高齢者向け住宅等における入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）について、いわゆる囲い込みを行う事業者の運営・経営上の特徴や課題等の事業実態を把握したうえで、より実効的な点検を徹底するとともに、実態把握の結果を踏まえ、介護サービス提供の適正化に向けた更なる方策を検討し、必要な対応を行う。						
《厚生労働省》						
⑮福祉用具貸与のサービスの向上						
2024年度から開始された福祉用具の貸与と販売の選択制の導入等による効果や課題等を調査・検証を行い実態を把握。			調査結果を踏まえ、次期介護報酬改定において必要な対応を検討。			
《厚生労働省》						

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革	⑩生活保護の医療扶助の適正化等					
	実施方法について検討、ガイドライン等の作成。		都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。オンライン資格確認の仕組み等を活用した頻回受診対策の推進。			
	医療費全体に関する都道府県ガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、検討を深める。					
	《厚生労働省》					
	⑪障害福祉サービスの地域差の是正					
	障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画（2027～2029年度）に向けて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するための検討を行い、必要な措置を講じる。		左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。	
共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		左記の措置を踏まえ、事業所指定の在り方に関する更なる取組を検討・推進する。		
相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図る。地域における給付決定事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題整理を行った上で、好事例の横展開等、利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図る。地域における給付決定事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題整理を行った上で、好事例の横展開等、利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		左記の措置を踏まえ、適切な給付決定のための更なる取組を検討・推進する。		
《厚生労働省、こども家庭庁》						

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間			2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
医療・介護制度等の改革	<p>(能力に応じた全世代の支え合い) ⑱介護保険制度改革(利用者負担(2割負担)の範囲の見直し、多床室の室料負担の見直し)</p>				
	<p>利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、結論を得る。</p>			<p>その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。</p>	
	<p>2024年度介護報酬改定で決定した、一部の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しを着実に実施する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行い、その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。</p>				
	<p>《厚生労働省》</p>				
	<p>⑲医療・介護保険における金融所得の勘案</p>				
	<p>国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。</p>				
<p>《厚生労働省》</p>					
<p>⑳医療・介護保険における金融資産等の取扱い</p>					
<p>預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。 介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。</p>					
<p>《厚生労働省》</p>					

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革	<p>②医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等</p> <p>年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。</p> <p>介護における「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等の利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>					
	《厚生労働省》					
	<p>②障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現</p> <p>2024年度障害福祉サービス等報酬改定の検証調査を行いつつ、障害者が希望する地域生活の実現、多様化する利用者のニーズに応じた質の確保・向上、制度の持続可能性の確保の観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p>					
	《厚生労働省、こども家庭庁》					
	<p>（高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等）</p> <p>③高齢者の活躍促進</p> <p>高齢者の活躍に取り組む企業の事例の展開を図るとともに、企業への専門家の派遣や助言、助成金の支給等により、定年の引上げ等に取り組む企業を支援する。ハローワークの生涯現役支援窓口において高齢者の再就職支援に取り組むとともに、シルバー人材センターにおいて多様な就業機会の提供に取り組む。</p>					
	《厚生労働省》					
<p>高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実について、「総合事業の充実に向けた工程表」に基づいて活性化に向けた具体的な方策を講ずることにより、保険者が集中的に取り組むことのできる環境整備を進める。</p>						
《厚生労働省》						

左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度			
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
医療・介護制度等の改革	㊸疾病予防等の取組の推進 各都道府県において、第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に基づき、保険者・医療関係者との方向性の共有・連携や、都道府県の責務や取り得る措置の明確化等の実効性向上のための体制構築を図りつつ、「健康の保持の推進」として、特定健診・特定保健指導や生活習慣病等の重症化予防の推進等に取り組むとともに、「医療の効率的な提供」として、後発医薬品の使用促進や多剤投与等の適正化、効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入に地域差がある医療の適正化の取組を推進する。							
	《厚生労働省》 ㊹健康づくりや虚弱化予防・介護予防にもつなげる地域社会と継続的な関係を保つ居場所づくり 高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。							
	高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実について、「総合事業の充実に向けた工程表」に基づいて活性化に向けた具体的な方策を講ずることにより、保険者が集中的に取り組むことのできる環境整備を進める。（再掲）							
	《厚生労働省》 ㊺経済情勢に対応した患者負担等の見直し <高額療養費自己負担限度額・入院時の食費の基準の見直し>							
	高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について関係審議会等において検討。		検討の結果に基づき、政令改正。		自己負担限度額の見直しや所得区分の細分化等を段階的に実施。			
	入院時の食事の基準について、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を踏まえ、引き続き、食材料費等の動向等を踏まえつつ、必要な見直しについて検討を行う。							
	《厚生労働省》 <保険給付率と患者負担率の見える化>							
	医療費について保険給付率(保険料・公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討。							
	《厚生労働省》							

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度	
その他の制度等改革項目	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
	<p>①診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施</p> <p><診療報酬改定></p> <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬・薬価等改定について、次期改定に向けて必要な議論を行う。 2024年度報酬改定において講じた医療分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届けるとともに、医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。 <p><厚生労働省></p>				
	<p><介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護・障害福祉サービス等報酬改定について、次期改定に向けて必要な議論を行う。 2024年度報酬改定において講じた介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届けるとともに、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。 次期介護・障害福祉サービス等報酬改定に向けて、経営実態等をより適切に把握できるよう、「経営概況調査」や「経営実態調査」における特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。 <p><厚生労働省、こども家庭庁></p>				
	<p>②高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方の検討</p> <p>各都道府県において、第4期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度P D C A管理を実施し、国において、規定に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。</p> <p><厚生労働省></p>				

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
その他の 制度等 改革項目	<p>③新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などの検討</p> <p>医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用することや、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2024年度診療報酬改定での対応も踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。</p>					
	<p>《厚生労働省》</p>					
	<p>④薬価制度抜本改革の更なる推進</p> <p>新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討。</p>					
	<p>2025年度薬価改定については、骨太方針2024を踏まえ実施。</p> <p>2026年度薬価改定については、診療報酬改定と合わせ実施。</p> <p>各年度の薬価改定について検討。</p>					
	<p>《厚生労働省》</p>					

	集中取組期間				2028年度 ～2030年度			
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026 年度		2027 年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
その他の 制度等 改革項目	<p>⑤休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査・研究の推進、治療ガイドラインへの反映</p> <p>「効果的・効率的な治療につながるシーズを探索するための調査分析事業」において、がん化学療法等の休薬・減薬等、効果的・効率的な治療に関する研究に資するような、医療実態を調査・分析。</p>				<p>得られた知見を踏まえAMED研究における対応を検討、エビデンス収集。</p>		<p>研究の結果を踏まえ、学会の診療ガイドライン等に反映。</p>	
	<p>がん領域について、AMED等において、効果的・効率的な治療に関するエビデンス収集のための研究を推進。</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							
	<p>⑥外来受診時等の定額負担の導入の検討</p> <p>2022年度診療報酬改定における、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関する見直しについて影響の検証を行う。</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							
	<p>⑦医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討</p> <p>入院時の光熱水費相当額等に係る患者負担の見直しについて、医療病床と介護施設における負担の公平や物価動向等を踏まえて検討。</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							
	<p>⑧診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進</p> <p>更なる包括払いの在り方について、2024年度診療報酬改定の結果検証に基づき、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたDPC制度の効果的な運用を進めていく。</p>							
	<p>自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について、検討を行う。（再掲）</p>							
	<p>《厚生労働省》</p>							
<p>⑨介護保険外サービスの利用促進のため、自治体における柔軟な運用等に向けた環境を整備</p> <p>介護保険外サービスの利用促進のため、自治体における柔軟な運用に向けた環境整備を図るとともに、保険外サービスの活用に向けた事例の周知を行う。</p>								
<p>《厚生労働省》</p>								

	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度			2026 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
その他の 制度等 改革項目	<p>⑩現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討</p> <p>前期財政調整における報酬調整においては、2024年4月から被用者保険者間で報酬水準に応じた調整を部分的に導入した。関係審議会等において、その実施状況のフォローアップを行うとともに、その他の課題について検討を行う。</p>					
	《厚生労働省》					
	<p>⑪2027年度以降の医学部定員の適正化の検討</p> <p>2027年度以降の医学部定員の適正化について検討会等で速やかに議論し、明確な方向性を示す。</p>					
	《厚生労働省》					その方向性を踏まえ実施。
	<p>⑫社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討</p> <p>社会保障審議会年金部会等 で検討。</p> <p>社会保障審議会年金部会の議論の結果等を踏まえ、引き続き検討。</p>					
	《厚生労働省》					
<p>⑬精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>2022年精神保健福祉法改正を踏まえつつ、第7期障害福祉計画（2024～2026年度）及び第8次医療計画（2024～2029年度）に基づき「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・構築支援事業」による着実な推進を図る。また、当該システム構築を更に推進を図る観点から、精神科医療機関の機能や保健医療福祉の連携について議論を深める。</p>						
《厚生労働省》					第8次医療計画の中間見直し後の取組及び第8期障害福祉計画（2027～2029年度）に基づく取組。	

2. 文教・科学技術

【ポイント】

- ・喫緊の課題である教師を取り巻く環境整備について文部科学省・教育委員会等が連携して一体的に推進するとともに、GIGAスクール構想の下での学びの効果や端末の活用状況の検証を経ながら教育データの利活用促進を含め教育DXを加速する。
- ・少子化の急速な進行を見据えた今後の高等教育の在り方について早期に結論を得て、機能強化に向けた取組を講じていく。
- ・研究の質や生産性向上に向けた仕組みを構築し、世界最高水準の研究大学の実現や地域の中核大学等の機能強化を着実に進める。

【工程の主な概要】

< 質の高い公教育の再生 >

○学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進

- 文部科学省において学校における働き方改革の更なる加速に向けた仕組みの構築を図るとともに、教育委員会がPDCAサイクルを構築しながら「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化等の取組を進めるなど、相互に連携しながら実効性を高めつつ教師の時間外在校等時間の縮減を進める。
- 校務DXや授業時数の点検、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行等に取り組むとともに、教師の負担軽減や複雑化・困難化する教育課題に対応するための指導・運営体制の充実や教師と支援スタッフとの連携協働を促進する。等

○GIGAスクール構想の検証と教育DXの加速に向けた教育環境の充実、教育データの収集・分析・利活用の促進

- 毎年の全国学力・学習状況調査の結果や端末の活用状況等の検証をしつつ、GIGAスクール構想の下で各種施策を推進し、教育環境の充実を図る。また、教育データの標準化や利活用方策の検討・実施、CBTシステムの導入推進等により、政策立案や学習指導の場面におけるデータ利活用を促進する。等

< 高等教育の機能強化等 >

○教育研究の質的改善のためのガバナンス・経営改革等や高等教育全体の規模の適正化に向けた取組促進、学生等の多様性・流動性の確保

- メリハリある財政支援等に基づく改革を着実に進めるとともに、少子化の進行を見据えた質・規模・アクセスの在り方の一定の結論を2024年度中に得て、高等教育の機能強化に向けた所要の措置を講ずる。併せて、国立大学法人等について次期中期目標・中期計画に向けた検討を行う。等

○学生への効果的な修学支援の推進

- 制度改正等を着実に実施するとともに、機会均等・少子化対策と教育の質の確保とを両立させる観点からの効果検証及び適切な見直しを図る。

< 研究・イノベーション力の向上 >

○イノベーションの持続的な創出に向けた研究大学群の形成

- 大学ファンドの運用状況等を勘案しつつ、国際卓越研究大学の認定・体制強化計画の認可を段階的に行い、長期的視点に立ち、大学の取組や活動を後押しするとともに、一定期間ごとに支援の継続可否に係る評価を行う。地域中核・特色ある研究大学強化促進事業も同様に、伴走支援と一定期間ごとの検証を行う。また、研究大学群の形成に係る各種支援等による研究の質的改善等の進捗確認・成果検証を2027年度にかけて行い、以降の施策改善に活かす。等

○研究の質を高める仕組みの構築及び博士人材をはじめとする若手研究者の処遇向上・活躍促進に向けた仕組みの構築

- 研究開発マネジメント人材の育成・質向上を図りつつ、こうした人材の人事制度ガイドラインを策定・普及展開するほか、引き続き大学入学者選抜業務の合理化等を促進。また、科研費の中核的研究種目における国際性評価の導入を進めるほか、審査、評価、研究費配分等の仕組み等の検討を行う。
- 民間企業・大学等に向けた手引き・ガイドブックを2024年度中に策定し、博士人材の民間企業における活躍を促進する。等

		集中取組期間				2028年度 ～2030年度
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
<p>① 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上（学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある削減、多様な専門性を高める教員養成等）</p>						
<p>文部科学省において、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を実施し、各教育委員会の取組状況を把握するとともに、当該調査の結果について教育委員会ごとの公表を行う。</p>		<p>文部科学省において、働き方改革の更なる加速化に向けた仕組みの構築を図る。具体的には①教育委員会における働き方改革の取組を強化するための教育委員会ごとの在校等時間の公表の制度化、②各学校における取組を強化するための校長の人事評価に働き方改革に係る観点の導入の促進に取り組む。</p>		<p>毎年度、取組状況調査を実施し、取組状況を把握・公表することを通じて、学校における働き方改革に係る施策を改善・充実する。</p>		<p>左記の取組状況を踏まえ、働き方改革の更なる加速化に向けたさらなる取組を推進。</p>
«文部科学省»						
<p>各教育委員会において、所管の学校に在籍する教師の働き方や業務量の現状を把握した上で、その改善に向けた定量的な目標を設定し、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化等に取り組み、その進捗状況を検証するなど、PDCAサイクルを構築し、その実施を通じた学校における更なる働き方改革を推進する。 ※将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（2029年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目指して、指導・運営体制の充実と一体的に、各教育委員会における取組を推進する。</p>						
«文部科学省、都道府県、市町村»						
<p>校務DXを通じた働き方改革を推進するため、文部科学省が2023年3月にとりまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」で示す次世代の校務DXの方向性を踏まえ、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の活用も含め汎用クラウドツールの積極的な活用等を推進するとともに、校務支援システムのクラウド化や校務系・学習系のネットワークの統合等の次世代校務DX環境の整備を促進する。</p>						
«文部科学省、都道府県、市町村、学校»						
<p>文部科学省は、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成する学校が、指導体制に見合った計画とするため、見直しを前提とした点検を行うよう、各教育委員会が指導・助言等を行うことを推進する。</p>		<p>文部科学省は、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成する学校が、指導体制に見合った計画とするため、見直しを前提とした点検を行うよう、各教育委員会が指導・助言等を行うことを推進する。</p>		<p>左記の取組の成果や課題を踏まえ、指導体制に見合った教育課程の編成に向けさらなる取組を推進。</p>		
«文部科学省、都道府県、市町村»						
<p>部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた事例創出や課題の分析・検証等を行い全国的な取組の推進を図るとともに、部活動ガイドラインで示した休養日・活動時間の順守徹底を行う。 ※2024年8月に設置した有識者会議で2026年度以降の方針を検討中。中間とりまとめ（2024年12月）、最終とりまとめ（2025年春頃予定）を踏まえ、ガイドラインの見直しや必要な方策を検討。</p>						
«文部科学省、都道府県、市町村、学校»						
						<p>左記の取組の成果や課題を踏まえ、部活動の地域連携・地域移行に向けたさらなる取組を推進。</p>

質の高い公教育の再生

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度			
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
質の 高い 公教育の 再生	<p>① 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上（学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある削減、多様な専門性を高める教員養成等）<つづき></p>							
	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、教師の処遇等を定めた給特法等の改正案について、次期通常国会への提出を目指す。</p> <p>《文部科学省》</p>							
	<p>教師の負担軽減や複雑化・困難化する教育課題に対応する指導・運営体制の充実に向け、小学校教科担任制の拡大や生徒指導担当教師の中学校への配置拡充等の教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実を図るとともに、教師と支援スタッフとの連携協働を促進する。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>							
	<p>特別免許状の授与及び活用等に関する指針の改訂を踏まえた各都道府県教育委員会の対応状況についてフォローアップ調査を実施。結果を取りまとめ、必要に応じて指導助言等を実施。また、特別免許状、特別非常勤講師制度により学校現場で外部人材を活用した事例について調査を行い、好事例の横展開を図る。</p> <p>《文部科学省、都道府県》</p>						<p>左記の取組の成果と課題を踏まえ、多様な専門性を有する教職員集団の構築の推進に当たって更なる必要方策を検討・実施。</p>	
	<p>2023年9月に、4年制大学でも二種免許状の教職課程を特例的に設置できる「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に関する特例」や専科指導の優先実施教科の教職課程を置く大学の学部学科等が、小学校二種免許状の教職課程を特例的に設置できる「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」を含め課程認定基準を改正。これらの特例を広く大学に周知して活用を図る。</p> <p>《文部科学省、国公立大学》</p>						<p>左記の取組の成果と課題を踏まえ、多様な専門性を有する教職員集団の構築の推進に当たって更なる必要方策を検討・実施。</p>	

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度		
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等		年末	通常国会		
<p>②データに基づくGIGAスクール構想の検証及び教育DXの加速に向けたハード・ソフト両面からの教育環境の充実 (ネットワーク環境の改善、伴走支援の強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用等)</p>							
質の高い公教育の再生	<p>施策の進捗状況を全国学力・学習状況調査等の各種調査で確認しつつ、端末の活用状況について検証を進めるとともに、各種施策を推進する。</p> <p>«文部科学省»</p>				<p>端末更新について、地方公共団体における効率的な執行・活用状況を検証するとともに、次期更新に向けて、今後の支援の在り方を検討し、方向性を示す。</p>	<p>左記の検証状況を踏まえ、GIGAスクール構想の推進に向け必要な方策を実施。</p>	
	<p>学校のネットワークの「当面の推奨帯域」を設定。</p> <p>«文部科学省、都道府県、市町村»</p>		<p>学校のネットワークの「当面の推奨帯域」が確保されるよう、ネットワークアセスメントの実施促進、通信契約の見直しの支援、自治体担当者の専門性の向上などを進め、ネットワーク環境の改善に取り組む。</p>		<p>左記の取組の成果を踏まえ、ネットワーク環境の更なる改善に向け必要な方策を検討・実施。</p>		
	<p>端末活用について、事例の横展開や、学校や自治体に対して研修に対する支援などの伴走支援の強化を行う。</p> <p>«文部科学省、都道府県、市町村»</p>				<p>左記の取組の成果を踏まえ、端末活用の更なる推進に向け必要な方策を検討・実施。</p>		
	<p>デジタル教科書について、英語等について段階的に導入。</p> <p>«文部科学省»</p>		<p>デジタル教科書の効果的な活用や研修に係る実証事業に取り組み、活用の促進を図りつつ、中央教育審議会のデジタル教科書推進ワーキンググループで、今後のデジタル教科書の在り方等について検討。</p>		<p>左記の検討を踏まえ、デジタル教科書の推進に向け必要な方策を順次実施。</p>		
	<p>校務DXを通じた働き方改革を推進するため、文部科学省が2023年3月にとりまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」で示す次世代の校務DXの方向性を踏まえ、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の活用も含め汎用クラウドツールの積極的な活用等を推進するとともに、校務支援システムのクラウド化や校務系・学習系のネットワークの統合等の次世代校務DX環境の整備を促進する。【再掲】</p>						
	<p>«文部科学省、都道府県、市町村、学校»</p>						

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度		
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
質の高い公教育の再生	<p>③教育データの収集・分析・利活用の促進</p> <p>文部科学省が実施する調査の効率化や利活用方策、教育関連のデータの標準化や利活用方策を検討・実施する。 (具体例) ・文部科学省CBTシステムMEXCBT（メクビット）の機能開発・活用の促進とともに、全ての公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（小学部、中学部）でMEXCBTの導入を推進。 ・文部科学省WEB調査システムEduSurvey（エデュサーベイ）による、文部科学省が教育委員会等に実施する調査の効率化、迅速化（例：情報活用能力調査、英語教育実施状況調査）。</p>						
	«文部科学省»		<p>左記取組の進捗状況等（MEXCBT等のツール開発状況等、教育データ標準化の進捗状況等）を踏まえ、課題整理等を行いつつ、引き続き必要な方策を検討・実施する。</p>				<p>児童生徒1人1台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を引き続き促進する。</p>
	<p>児童生徒一人一人の学力課題をきめ細かに把握し、自治体・学校における授業改善や教員研修等の取組を充実させるため、全国学力・学習状況調査へのCBT・IRTの導入を機に、調査設計・実施方法等の改善について検討し、児童生徒の学力・学習状況の基盤となるデータを抜本的に充実させる。 (具体的には、自治体の傾向や経年変化をより細やかに把握する、より広い領域・内容等について課題を把握するなど。) また、調査データの利活用を促進する。 (具体的には、国全体の傾向を捉えて教育施策に反映する、各自治体等における分析・活用の好事例を横展開するなど。)</p>						
	<p>質問調査の全面オンライン化。</p>	<p>中学校（理科）のCBT化、実施状況の検証。</p>			<p>中学校（英語）のCBT化、実施状況の検証。</p>	<p>中学校理科・英語の実施状況を踏まえて小学校、中学校のCBT全面移行。</p>	<p>MEXCBTの機能開発等の状況を踏まえて、さらなる改善を検討する。</p>
	<p>CBT化の試行・検証、課題の抽出と解決。</p>	<p>CBT化の試行・検証、課題の抽出と解決。</p>			<p>CBT化の試行・検証、課題の抽出と解決。</p>		
«文部科学省»							
<p>国立教育政策研究所において構築した、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの整備等を推進する。</p>							
«国立教育政策研究所»						<p>前年度までの整備状況等を踏まえて、さらなる取組を検討する。</p>	

2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
	2025年度		2026年度	2027年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
高等教育の機能強化等	①教育研究の質的改善のためのガバナンス・経営改革等の促進（評価制度の改善、メリハリある財政支援、成長分野への学部再編、寄付金等の自己収入の拡大等）				
	第4期中期目標期間から年度評価を廃止したほか、学問分野毎の特性に配慮しつつ、教育・研究の成果にかかる客観的指標により評価を実施。				
	《文部科学省》	左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。			
	国立大学法人運営費交付金について、外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況などを踏まえ配分。				
	《文部科学省》	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。			
	中央教育審議会において、少子化の進行を見据え、高等教育の機能強化に向け、質・規模・アクセスの在り方について検討し、2024年度中に一定の結論を得る。				
	《文部科学省》	左記の結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 中央教育審議会での議論も踏まえ、具体的な対応策を検討。			
	国立大学法人等の機能強化に向けた検討会において、国立大学法人等が機能強化し、その役割を果たしていくことができるよう具体的な対応策を検討する。				
	《文部科学省》	検討会での議論も踏まえ、第5期中期目標・中期計画に向けた検討を行う。			
	国立大学法人等の機能強化に向けた検討会において、国立大学法人等が機能強化し、その役割を果たしていくことができるよう具体的な対応策を検討する。				
《文部科学省》	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。				
2024年度からの5年間を集中改革期間と位置づけ、意欲的な経営改革に取り組む私立大学等に対し重点的に支援するとともに、教育の質に係る客観的な指標等の見直し等により、教育の質保証や経営力強化に向けてメリハリある配分を実施。					
《文部科学省》	左記の成果等を踏まえ、必要な措置を実施。				
デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を2032年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。					
《文部科学省》	左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。				
国立大学法人等及び学校法人への個人寄附に係る税制改正を実施。					
《文部科学省》	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。				
国立大学法人や学校法人が確固とした財政基盤が確立できるよう、寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するため、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施。					
《文部科学省》	左記の成果等を踏まえ、必要な措置を実施。				

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
高等教育の機能強化等	② 高等教育全体の規模の適正化に向けた取組の促進					
	中央教育審議会において、少子化の進行を見据え、高等教育の機能強化に向け、質・規模・アクセスの在り方について検討し、2024年度中に一定の結論を得る。		左記の結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。		左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。	
	国立大学法人等の機能強化に向けた検討会において、国立大学法人等が機能強化し、その役割を果たしていくことができるよう具体的な対応策を検討する。		中央教育審議会での議論も踏まえ、具体的な対応策を検討。		検討会での議論も踏まえ、第5期中期目標・中期計画に向けた検討を行う。	
	レジリエントな私立大学等への構造転換のため、チャレンジ、連携・統合、縮小・撤退に向けた支援等の取組を行うとともに、中央教育審議会の議論を踏まえた具体的な対応策を検討する。		左記の取組の進捗や検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。			
«文部科学省»						
«文部科学省»						

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度		
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
高等教育の機能強化等	③ 学生や教員等の多様性・流動性の確保						
	留學生交流の促進及び大学の国際化を一体的に推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人留學生や日本人學生に対する奨学金等の経済的な支援の充実。 ▶ 早期からの外国人留學生の誘致活動や卒業後の国内定着に関する取組。 ▶ 日本人學生と外国人學生による多文化共修のための国内外の環境整備や、海外の大学との連携等の強化。 «文部科学省»				左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
	産業界の人材ニーズ等を踏まえたリカレント教育モデルの開発。 «文部科学省»	大学等が地域や産業界と連携・協働して産学官連携プラットフォームや産学協働体制を構築し、経営者を含む地域や産業界の人材ニーズを捉えるコーディネーターの配置により、大学内外の魅力的な資源を活用したリカレント教育プログラムを開発する。受講の効果等を企業等において適切に評価する取組を通じて、産業界・個人・大学等によるリカレント教育エコシステムの構築を支援する。		リカレント教育エコシステム構築支援事業で配置するコーディネーターの職務内容や求められるスキル等の分析を実施・公表。		左記の分析結果の情報共有を図るとともに、コーディネーター人材の確保等に係る分析を踏まえつつ、産学官のリカレント教育エコシステムの自走・充実・改善に向けた取組を促進する。 左記の事業成果等を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大。	
	国際通用性のある教育資格枠組みの策定等を含めた検討を進め、2024年度中に一定の結論を得る。 «文部科学省»			左記の結論を踏まえ、必要な措置を実施。			

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	④ 学生への効果的な修学支援の推進（制度改正等の着実な実施や機会均等・少子化対策と教育の質の確保とを両立させる観点からの適切な見直し等）					
高等教育の機能強化等	低所得世帯を対象とする高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）等の着実な実施。					
	多子世帯・理工農系 の中間層への対象拡充を実施。	学業要件適正化の実施。		こども未来戦略の「加速化プラン」等に基づく効果検証等及び見直し。		
	対象となる機関の要件の見直しを実施。					
	必要な法令改正等を実施。	多子世帯に対する大学等の授業料等無償化を所得制限なく実施。				
	《文部科学省、日本学生支援機構》					

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等		年末	通常国会	
研究・イノベーション力の向上	① イノベーションの持続的な創出に向けた研究大学群の形成（国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の実現と地域の中核・特色ある研究大学の機能強化に向けた取組の加速や施策間の連携促進等）					
	世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学の認定及び当該大学が作成する体制強化計画の認可について、大学ファンドの運用状況等を勘案しつつ段階的に行い、大学ファンドによる助成を実施する。初回の国際卓越研究大学を認定後、2024年度中に次期公募を開始予定。文部科学省は、長期的視点に立ちつつ、毎年度、大学が提示したコミットメントの達成状況等について、国際卓越研究大学から提出される年度報告を用いて、書面による進捗確認（モニタリング）を行いながら大学の取組や活動を後押しをする。また、厳格な結果責任を求める観点から、一定期間（6年～10年を目安とし、審査の過程で決定する。）ごとに、各大学が設定した指標等や事業成長、大学独自基金の達成状況等について、支援の継続の可否に係る評価を実施し、中長期的な観点から結果責任を問う。その際、大学ファンドによる助成に加え、大学の自己財源や民間資金等の多様な財源の一体的かつ効果的な活用が行われているか検証する。					
	2021年度末から開始している大学ファンドの運用に当たっては、リスク管理体制を含めた体制整備を継続的に進める。					
	《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省》 先行研究のサーベイや好事例調査、基礎情報の収集及びそれらを踏まえた分析を実施しつつ、研究大学群の形成に向けた各種支援等により、戦略的な自立経営の下で、イノベーションを創出する研究環境の構築による研究の質的改善などが、中長期的な成果創出に向けて効果的・効率的に進められているか、また、産学官連携を通じた成果展開力の強化や民間投資の促進が効果的に進められているかについて、国費投入額当たりのトップ論文数や国費投入額当たりの民間からの研究資金等受け入れ額など、国費投入額当たりの成果を検証する。					
	《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、パッケージ掲載府省庁》 日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革を牽引することを目指し、2022年2月に策定し、2023年2月に質的・量的に拡充して改定を行った「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（以下、「パッケージ」）」について必要に応じて記載事業の精査、改定を実施し、パッケージ掲載事業の大学における活用を促進する。					
	《文部科学省》 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）について、2024年度にも採択大学を決定するとともに、採択大学に対する伴走支援を実施。伴走支援の状況も踏まえ、各大学の研究力向上に関する課題の解決に向け、必要な措置を講じる。また、事業目的として設定された特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決が図られたかについて、論文の量や質の推移、インパクトをもたらした事例など多面的な指標を用いて総合的に検証する。その際、本事業における国費投入額当たりのトップ論文数など、国費投入額当たりの成果も検証する。（3年度目及び5年度目終了時を目途に評価を実施予定）					
《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）》						

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末		通常国会		年末	通常国会	
<p>② 投入額当たりのトップ論文数など、論文生産性の向上をはじめとする研究の質を高める仕組みの構築（研究開発マネジメント人材等の活用や大学教員の学務負担の軽減、科研費等の研究資金改革等）</p>						
研究・イノベーション力の向上	<p>研究開発マネジメント人材育成のためのOJT研修の設計。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>OJT研修プログラム開発に取り組む機関を支援し、研究開発マネジメント人材のためのOJT研修を開発。</p> <p>《文部科学省・大学等》</p>		<p>OJT研修を実施することで、研究開発マネジメント人材の質の向上を図る。</p>		<p>OJT研修を活用して育成された研究開発マネジメント人材の活躍を通じた論文生産性の向上等の検証を踏まえ、必要な措置を検討。</p>
	<p>研究開発マネジメント人材の確保・育成や人事制度の構築に取り組み、適切な処遇・キャリアパスの確立を推進。</p>					
	<p>研究開発マネジメント人材の評価、処遇、雇用に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインの策定。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>ガイドラインの普及展開。</p>				<p>ガイドラインの活用や研究開発マネジメント人材・技術職員の活躍の状況等の検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大。</p>
	<p>技術職員の評価、処遇、雇用に関して優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインの策定。</p> <p>《文部科学省》</p>		<p>ガイドラインの普及展開。</p>			
	<p>2022年度に大学設置基準を改正し、教員及び事務職員等の協働である教職協働の実質化を促進しているほか、「教学マネジメント指針（追補）」を策定し、大学入学者選抜に関する業務の合理化等を促進しているところ、これらを踏まえ、各大学において適切に取組を実施。</p> <p>《文部科学省、国公立大学》</p>					
	<p>科研費の中核的な研究種目である「基盤研究(A)~(C)」における国際性評価の導入によって国際性の高い研究を積極的に見出していくほか、研究種目の整理・統合を段階的に実施するとともに、2028年度に予定されている審査システムの見直しに向けて、審査・評価・研究費配分等の仕組み等を検討。</p> <p>《文部科学省、日本学術振興会》</p>					
					<p>新たな研究種目体系・審査システムに基づく公募・審査の実施。</p>	<p>新たな研究種目体系・審査システムに基づく助成の実施。</p>

	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度			2026 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	<p>③ 博士人材をはじめとする若手研究者の処遇向上・活躍促進につながる人事マネジメントの構築や産業界等幅広い業種での博士号取得者の雇用促進に向けた仕組みの構築</p>					
研究・イノベーション力の向上	<p>博士人材の民間企業における活躍促進に向けて、民間企業・大学等が取り組むべき事項について「手引き・ガイドブック（仮称）」等を策定。</p> <p>《文部科学省・経済産業省》</p>	<p>「手引き・ガイドブック（仮称）」の普及展開。</p>			<p>取組状況の検証を踏まえ、取組内容の追加・修正を実施の上、博士人材を始めとする若手研究者の処遇向上・活躍促進に向けて推進。</p>	
		<p>博士人材の民間企業におけるロールモデル集の更新。</p>				
	<p>次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等のキャリア開発・育成コンテンツの提供等のキャリアパス支援の取組の推進。</p>					
	<p>次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）・特別研究員制度（DC・PD・RPD）・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（BOOST）等により博士後期課程学生・若手研究者の処遇向上と研究環境確保。</p> <p>《文部科学省》</p>					
	<p>国立大学法人について、年齢・職位のバランスを考慮した中長期的な人事計画策定等の人事給与マネジメント改革を推進するとともに、若手研究者比率を評価指標の一部として運営費交付金を配分。</p> <p>《文部科学省》</p>					
						<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。</p>

3. 社会資本整備

【ポイント】

- ・骨太方針2024に掲げた「**地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成**」に向けては、高度経済成長期以降に整備されたインフラの加速度的な老朽化や、更なる人口減少による担い手不足と一人当たりの公共サービス維持コストの増大への対応が必要となる。
- ・**持続可能なまちづくりとインフラメンテナンスサイクルの構築**を目指し、**地域の将来像を踏まえた施設の集約・複合化等**やインフラを「群」として捉えた**広域・複数・多分野の連携による戦略的なインフラマネジメント**、社会全体の生産性向上にも資する**インフラデータの分野横断的な整備・オープン化等**を推進する。

【工程の主な概要】

<まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化>

○ 広域的な都市圏のコンパクト化、まちづくり計画と老朽化対策の連携

- 広域的な都市圏のコンパクト化に係る自治体ヒアリングを2025年度までに実施の上、施策の効果や課題の分析・検証を2027年度までに行う。また、まちづくり計画と自治体の老朽化対策の連携状況を2025年度までに調査し、収集したデータを基に課題の分析・検証を2027年度までに行う。 等

○ 広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進

- 地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの推進の計画策定や維持管理等の業務について、モデル地域の検討内容等を踏まえ手引き等として2025年度までにとりまとめた後、手引き等を活用しノウハウ等の横展開を図る。
- 各種インフラについては、その集約・再編等に係る取組事例の周知等を行うことで自治体等の取組を支援する。 等

<公共投資の効率化・重点化>

○ インフラデータの整備・オープン化

- 国土交通データプラットフォームについては、連携標準仕様（案）に基づき地方公共団体や民間企業等との連携実証調査を2025年度までに実施のうえ、連携標準仕様（案）の改訂等による連携基盤の強化を2027年度までに行い、連携データ・システムの拡充を図る。
- Project LINKSについては、データ構造化システムの技術検証等を2026年度までに行い、2027年度以後においては本格実装・運用を図る。 等

<PPP/PFIの推進>

○ 分野横断・広域型の案件形成を促進

- 分野横断型・広域型のPPP/PFIに関する手引を2024年度までに作成した後、手引の周知を継続的に行うとともに、手引の効果分析・検証を踏まえて必要に応じた手引等の見直し等を行う。 等

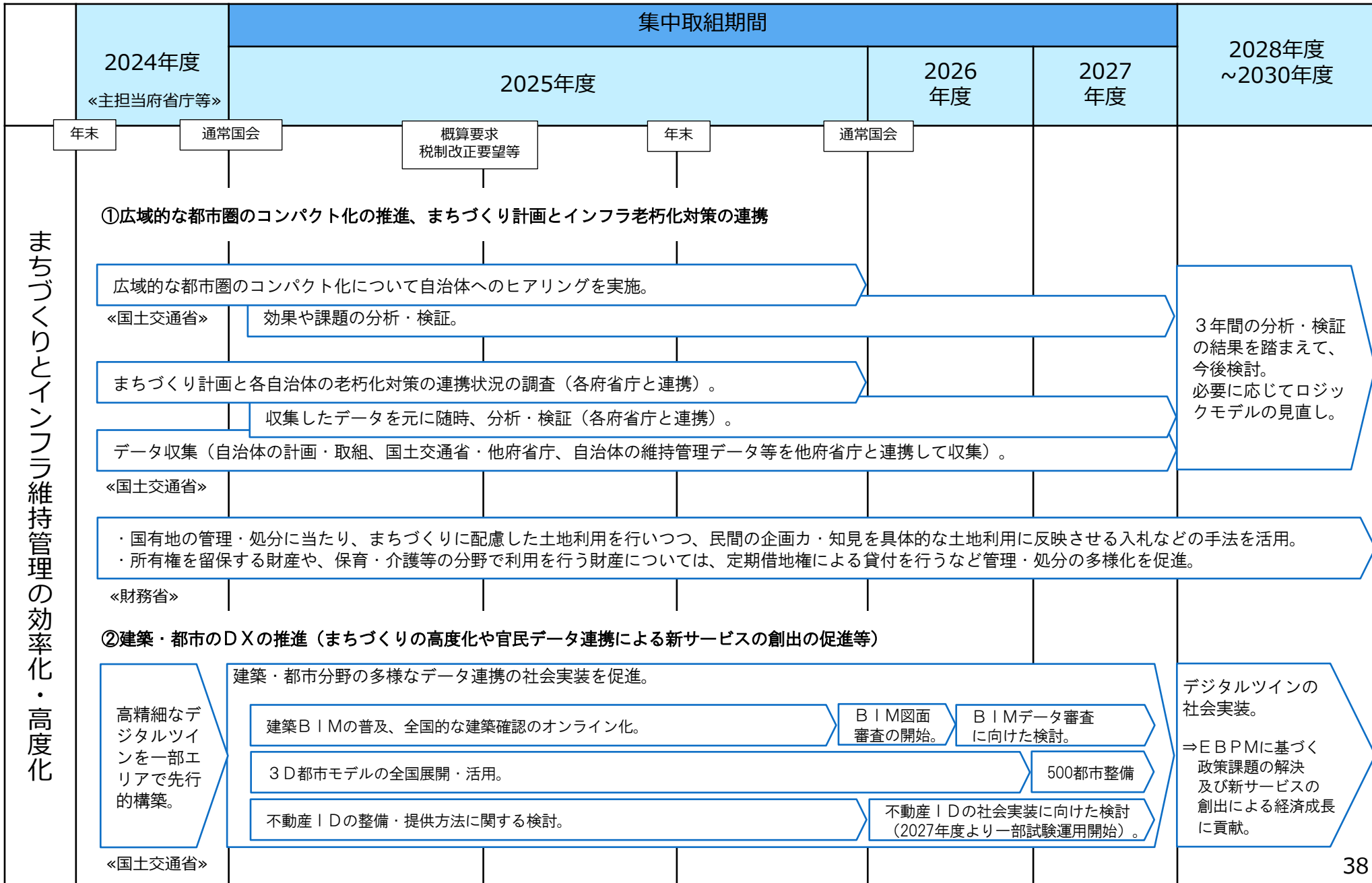
<持続可能な土地及び水資源の利用・管理>

○ 所有者不明土地等対策の推進

- 所有者不明土地法に基づく制度を周知するとともに、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を2025年度までに行い、その後、制度見直しの検討状況を踏まえつつ、引き続き所有者不明土地等対策を推進する。 等

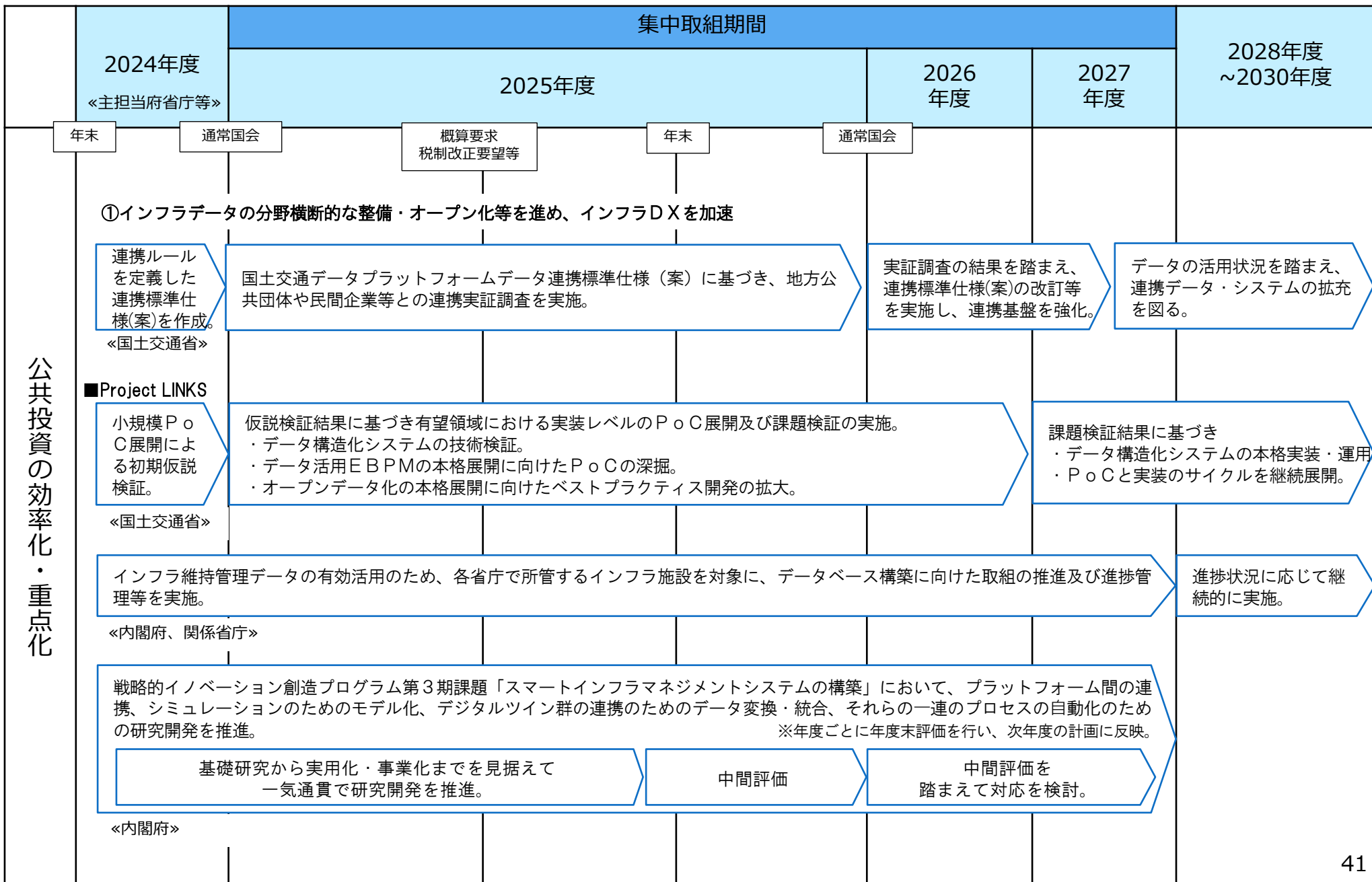
○ 流域総合水管理の推進

- 流域治水・水利用・流域環境を一体的に進める流域総合水管理を全国109の各一級水系の特性を踏まえ順次推進し、都道府県等の河川へ順次拡大する。等



	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度			2026 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化	③広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進					
	地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進に向けて、モデル地域の検討内容等を踏まえ、手引き等としてとりまとめ。			全国展開に向けて手引き等を活用し、ノウハウ等を横展開。		
	«国土交通省、関係省庁»					
	地方公共団体等の集約・再編等インフラストック適正化に向けた各分野の先進事例の概要・経緯等をまとめた手引き・事例集等を作成・展開。					
	既存の手引き等の展開に加えて、更なる事例・データ収集、自治体ヒアリングを通じたノウハウ等の抽出・把握。	手引き・事例集等を更新して内容を充実。	関係省庁や自治体へ先進事例の横展開、事例収集等を継続し、手引き等の更なる充実を図る。	取組みを更に継続し、全体の底上げにつなげていく。		
データ収集等により取組状況をフォローアップ。		引き続き、データ収集等により取組状況をフォローアップ。				
«国土交通省»						
学校施設を中心とした他の公共施設との複合化・共用化や文教施設の維持管理における効果的・効率的な取組事例の収集。						
«文部科学省»			取組事例の周知等により、各地方公共団体等における複合化・共用化等の検討を支援し、検討内容を踏まえた個別施設計画の見直し・内容充実を促す。			

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度		2026年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化	③広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進				
	医療・福祉施設の集約・再編等について、毎年度自治体等の取組進捗状況を把握した上で必要な取組を講じる。				
	医療・介護施設について、施設整備等の必要な支援を実施。				
	«厚生労働省、こども家庭庁»				
	農林水産関係のインフラ施設の保安全管理について、施設の集約・再編や、ICT等の新技術活用等を推進。				
	取組事例の実施状況をフォローアップし、手引き等の更新。			全国展開に向けて手引き等を活用し、ノウハウ等を横展開。	
«農林水産省»					
都道府県が策定する長期広域化・集約化計画の策定状況・進捗のフォローアップを実施。					
2024年3月に発出した通知に基づく廃棄物処理施設の広域化・集約化にかかる手引き等を取りまとめ。			手引き等を踏まえて、都道府県に対して可能な限り早期に策定するよう働きかけを実施し、2027年度までに策定率100%を目指す。		
«環境省»					
地域における国公有財産の最適利用に向け、全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口・協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランを策定。					
«財務省、総務省»			各地域の国公有財産最適利用の進捗状況を定期的にフォローアップし毎年公表するとともに、当該結果を踏まえ、最適利用プランの策定とフォローアップに関して必要な改善策を実施。		



公共投資の効率化・重点化

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度			
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度		2026年度		2027年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
公共投資の効率化・重点化	② i-Construction2.0の推進							
	ICT等のデジタル技術の活用等により、建設現場のオートメーション化を推進。							
	自動施工機械の機能要件等の策定に向けた現場検証。		自動施工機械の機能要件等の策定。		自動施工の施工管理や監督・検査等にかかる基準類策定に向けた検証・整備。	自動施工を現場へ順次導入。		
	«国土交通省»							
	③ 担い手の確保・育成（女性活躍に向けた環境整備、働き方改革の推進等）							
	女性の入職・定着促進等のための計画策定。	2024年度に策定予定の計画に基づき、女性の入職・定着促進に向けた取組を実施。			計画に基づく取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。			
«国土交通省»								
時間外労働削減や週休2日の確保に向けた適正な工期設定の周知・啓発を実施。					取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。			
«国土交通省»								
建設職人基本法及び同法に基づく基本計画に基づき、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備。					取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。			
«国土交通省»								
建設技能者の技能と経験に応じた処遇改善や業務効率化を図るため「建設キャリアアップシステム」の利用拡大に向けた取組を実施。					取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。			
«国土交通省»								

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026年度	2027年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
PPP/PFIの推進	①分野横断型・広域型の案件形成を促進					
	分野横断型・広域型のPPP/PFIの先進事例等に関する情報収集。					分野横断型・広域型のPPP/PFIの先進事例や手引の効果の分析等を踏まえて実施。
	分野横断型・広域型のPPP/PFIに関する手引を作成。 《内閣府》	分野横断型・広域型のPPP/PFIに関する手引の周知。				必要に応じて手引等の見直し及び周知。
		分野横断型・広域型のPPP/PFIに関する手引の効果についての地方公共団体等へのアンケート調査等。				分野横断型・広域型のPPP/PFIの先進事例等に関する情報収集。
				効果の分析・検証。		
	地方公共団体への支援方針を検討。 《内閣府》	分野横断型・広域型のPPP/PFIの案件形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援。			分野横断型・広域型のPPP/PFIへの支援実績を踏まえた地方公共団体への支援方針の見直し、積極的な支援。	
	②地域プラットフォームの強化					
	現状：40都府県				目標：45都道府県	目標：47都道府県
	地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県（2024年11月末時点で7道県未設置）との個別対話等を通じて、地域プラットフォームを全都道府県へ展開。 《内閣府》					地域プラットフォームの効果的な運用等に係る優良事例を踏まえ、地域プラットフォーム設置・運用マニュアル等の見直し、地域プラットフォームを活用した中小規模自治体による官民対話や案件形成等の推進等、地域プラットフォームの強化の促進。
	地域プラットフォームを効果的に運営し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体的な案件形成につなげるため、地域プラットフォーム設置・運用マニュアルを改正。 《内閣府》		地域プラットフォーム設置・運用マニュアル等の周知を通じて、地域プラットフォームを活用した官民対話や案件形成等を推進する等、地域プラットフォームの強化を促進。			
		地域プラットフォームの効果的な運用等に係る優良事例に関する情報収集。				

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	①所有者不明土地等対策の推進					
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度の周知を図るとともに、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業を支援。				左記の取組を踏まえつつ、引き続き所有者不明土地等対策を推進。	
	土地基本方針等を踏まえ、「サステナブルな土地の利用・管理」の実現に向け、必要な制度見直し等を検討。				制度見直しの検討状況を踏まえ、所要の措置を実施。	
	«国土交通省»					
第7次国土調査事業十箇年計画（2020～2029年度）に基づく地籍調査の実施。						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の中間見直し。 ・ 現地調査等の通知に無反応な所有者等がある場合の調査手続の創設・開始。 ・ リモートセンシングデータを活用した調査の拡大。等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年度に措置した調査の円滑化・効率化方策の定着促進。 ・ 更なる調査の円滑化・効率化につながる車載写真レーザ測量技術等の実証。 		2025年度までの取組を踏まえ、更なる調査の円滑化・効率化方策の検討・実施。		2030年度以降は左記の取組状況を踏まえ、次期計画を検討。
調査実施体制や調査実施地域のあり方等の検討。						
«国土交通省»						

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	①所有者不明土地等対策の推進					
	現行計画に基づく法務局地図作成事業の実施。	2024年度に選定した法務局地図作成事業について、2025年度以降の地図整備計画に基づき、防災・減災対応など必要性・困難度の高い地域での優先実施を着実に推進するとともに、対象面積が比較的小さい局所的地区での地図作成を進めるほか、最新技術の活用を検討・検証を実施。				
	基本方針に基づく次期整備計画の地区の選定。					
	《法務省》					
	国民への周知を徹底する等など、円滑な施行及び運用のための取組を実施。					
	2023年4月に施行された改正民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等について国民への周知広報など円滑な運用のための取組を実施。					
	2023年4月に施行された相続土地国庫帰属制度の運用。 運用状況の検討及びその検討を踏まえ、必要に応じて所要の措置を実施。					
	2024年4月に施行された相続登記の義務化の運用及び2026年4月から施行される住所等変更登記の義務化の施行準備。 左記制度の適切な運用により、不動産登記情報の最新化を図る。					
	《法務省》					
	2026年4月までに不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステム整備を進めるなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築。 多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを活用し、不動産登記情報の最新化を図る。					
《法務省、総務省》						

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	①所有者不明土地等対策の推進				
	2021年の民法・不動産登記法の改正を踏まえて、公共的事業がより円滑に行われるよう、長期相続登記等未了土地解消事業を効果的に実施するとともに、所有者の発見が特に困難な土地の利活用が可能となるよう、表題部所有者不明土地解消事業を着実に実施するための取組を促進。				
	《法務省》				
	2020年7月に施行された遺言書保管制度について、利用者の利便性の向上を図るための取組を進めることにより、更なる利用を促進。				
	試行準備	オンライン手続の試行を一部の法務局で実施、試行状況を踏まえて検討。			
	《法務省》				
2022年の農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正を踏まえ、所有者不明農地制度の普及・啓発を進めるとともに、同制度の活用事例を年2回収集・公表することにより、所有者不明農地の利活用を促進。					
	事例の収集 → 公表		事例の収集 → 公表		事例の収集・公表
《農林水産省》					
森林の更なる集積・集約化を促進するため、森林経営管理法の改正法案について、2025年通常国会への提出を目指す。		林業経営体への森林の集積・集約化を進める中で、所有者不明森林等の利活用を促進。			
		改正法の施行準備【施行時期未定】。		改正法の周知・普及。	
《農林水産省》					
②空き家対策の推進					
・ 改正空家法に基づく措置等に取り組む地方公共団体への後押し。 ・ 空き家の流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を官民連携により推進。			改正空家法に基づく措置等による総合的な空き家対策の更なる推進。		
《国土交通省》					

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度				
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度			
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	③マンションの管理適正化と再生円滑化の推進								
	マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、区分所有法等の改正法案について速やかに国会提出を目指す。		改正法の施行準備【施行時期未定】。			改正法の周知・普及。			マンションの管理適正化と再生円滑化の推進。 自主的・自律的にマンションの管理・再生が進む持続的なシステム構築の検討。
	区分所有法の改正等を踏まえた、マンション法の改正法案について2025年通常国会への提出を目指す。								
	《法務省、国土交通省》								
	④流域総合水管理の推進								
流域治水・水利用・流域環境を一体的に進める流域総合水管理を全国109の各一級水系の特性を踏まえ順次推進し、都道府県等の河川へも順次拡大。									
《国土交通省、内閣官房》									
【流域水循環計画の策定や深化の推進】									
既存流域水循環計画の分析・策定・深化すべき分野の設定。	モデル地区調査。		モデル地区の情報発信。			策定状況等の評価を行い、次期水循環基本計画での取組内容を検討。			
計画策定の「手引き」の改定。									
水循環アドバイザーの派遣。									
地方公共団体等に対する流域水循環計画の策定推進。									
《内閣官房》									

	集中取組期間					2028年度 ~2030年度	
	2024年度 «主担当府省庁等»	2025年度			2026年度		2027年度
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	④流域総合水管理の推進						
	【上下水道施設の耐震化】						
	上下水道耐震化計画の策定。		急所となる施設の耐震化や重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化を推進。				上下水道の耐震化の推進。
	«国土交通省»						
	【上下水道施設等の再編】						
	先行モデル流域等での検討。	・上下水道の基盤強化・省エネ化推進に向け、モデル流域等を拡大。 ・省エネ効果評価手法等のマニュアル類への反映。 ・分散型システムの技術実証・普及展開方策の検討。				モデル流域等の検討結果等を踏まえた取組の全国展開。	
«国土交通省»							
【水力エネルギーの最大限活用】							
＜エネルギー基本計画＞							
第6次	第7次（少なくとも3年ごとに検討）						
«経済産業省»							
＜水力発電事業者への伴走支援体制＞							
水力発電増強事例集の作成。	事業化検討に向けた伴走支援を通じ、後押し（関係者間で協力し、合意形成を行いながら、主要水系ごとに増電の可能性を検討）。				連携強化による発電・治水の更なる強化を推進。		
«国土交通省、経済産業省»							

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

④流域総合水管理の推進

＜ダム運用高度化や既存設備の活用を含めた事業推進＞

(ダム運用高度化)

国管理ダム・水資源機構ダムでの試行を継続。

全国の実施可能な全てのダムで試行運用から本格運用を実施。

国管理・水資源機構ダムの実施状況を踏まえ、道府県ダムの本格運用を促進。

複数ダムの連携運用による増電の検討。

個別ダムの運用状況を踏まえ、運用方法の充実を図る。

条件の整ったダムより試行運用の実施。

本格運用の実施。

(既存設備の活用を含めた事業推進)

多目的ダムにおける発電施設の新増設の公募開始。

2024年度取組状況を踏まえ、公募手続きの見直しを検討。

見直し後の公募手続きにより、事業を推進。

揚水発電パイロット事業の事業化検討着手。

パイロット事業の検討状況を踏まえ取組の拡大。

《国土交通省》

＜投資予見性の確保等による支援＞

一般水力の支援対象拡大を検討。

一般水力の支援対象を拡大。

追加論点があれば検討。

長期脱炭素電源オークションを活用した水力発電への新規投資を促進。

FIT/FIP制度による中小水力発電の導入促進。

既存設備のリプレース等による高効率化、開発リスク/開発コストの低減に対する支援の実施。
※既存設備の増出力・増電力量を図る工事の支援や中小水力発電の導入検討段階の流量調査等支援。等

2025年度までの取組状況を踏まえ、対応を検討。

《経済産業省》

持続可能な土地及び水資源の利用・管理

4. 地方行財政

【ポイント】

- ・人口減少による担い手不足や少子高齢化が急速に進む中であっても、持続可能な地方行財政基盤を構築するため、自治体DXの推進、地方自治体の広域連携や多様な主体との連携・協働、財政マネジメントの強化等に取り組むことが重要。
- ・自治体DXについては、住民と行政との接点（フロントヤード）と内部事務（バックヤード）の一体的な改革を推進するとともに、それを支えるデジタル人材の確保・育成、マイナンバーカード等のデジタルインフラの整備に取り組む。
- ・地方自治体の広域連携については、地域に必要な人材を連携して確保する取組や事務の共同実施、広域的な公共施設の集約化・共同利用等に取り組む。また、地域における多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を推進。

【工程の主な概要】

<自治体DXの推進>

①フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的な推進

○総合的なフロントヤード改革の推進

- 人口規模別等の先進モデルを創出するとともに、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書の作成を通じ、横展開を推進。改革のプロセス・効果等を普及啓発し、地方自治体の自主的な改革を促進。

○窓口DXSaaSの提供や窓口BPRの推進

- ガバメントクラウド上での「窓口DXSaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣や育成を通じた、優良事例の横展開に係る取組。

○基幹業務システムの統一・標準化

- 20業務の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行支援に係る取組等。

②デジタル人材の確保・育成、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築

- 都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制について、2025年度中にすべての都道府県において構築できるよう、アドバイザー派遣や研修の充実、地方財政措置等による伴走支援。

③利活用シーンの拡大をはじめとするマイナンバーカードの利便性、機能向上

○給付支援サービス

- 検証結果を踏まえたサービスの機能拡張や運用を実施。

○マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

- 2024年度に実施した実証事業を踏まえ、2025年度以降、全国展開を推進し、救急業務の円滑化を図る。

<地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働>

○関係省庁や地方自治体との連携による事務の共同実施、複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用

- 市町村単独での実施が困難となることが想定される事務について、関係省庁の協力のもと共同実施モデルの構築・横展開を図る。
- 複数団体による広域的な集約化・共同利用等を進めるため、先進事例の横展開や地方自治体に対する助言等を実施。

○地域の多様な主体との連携・協働

- 「指定地域共同活動団体」制度の円滑な導入・運用に向け、先行事例等の把握を通じた調査研究や周知・啓発を実施。

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

① フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的な推進
(i) 総合的なフロントヤード改革の推進

先進モデル構築、
モデル団体の効果検証、
手順書作成。取組状況
の見える化。

住民の利便性向上・業務効率化に関する効果を示しつつ、円滑なデジタル実装が
可能となるよう、手順書により取組の横展開を図るとともに、全国の地方自治体
の取組状況の見える化を行う。改革のプロセス・効果等を普及啓発し、地方自治
体の自主的な改革を促進。

新たな人口規模別等の先進モデル創出
(さらなる先進モデル創出について検討)。

モデル団体における効果
検証

モデル事業を踏まえた手
順書改訂

新たに構築したモデルで得ら
れた効果も示しつつ、手順書
により取組の横展開を図ると
ともに、各年度の取組状況の
見える化を行う。

取組の進捗や施策の
効果について把握・
評価を行い、今後の
取組を検討のうえ、
推進。

2024年度の窓口業務の民間委
託の取組状況等の調査、公表

2025年度の窓口業務の民間委託の取組状況等の調査、公表

2026・2027年度の窓口業務の民間委
託の取組状況等の調査、公表

取組の進捗や施策の効
果について把握・評価
を行い、今後の取組を
検討のうえ、推進。

窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。

取組の進捗や施策の効
果について把握・評価
を行い、今後の取組を
検討のうえ、推進。

《総務省》

(ii) 窓口DXaaSの提供や窓口BPRの推進

住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の全都道府県下の市町村への展開を推
進するため、ガバメントクラウド上での「窓口DXaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣や育成を通じて、窓口
改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開に取り組む。

取組の進捗や施策の効果について把握・
評価を行い、今後の取組を検討のうえ、
推進。

《デジタル庁》

2026年度以降の窓口BPRアドバイザー派遣・育成事業の在り方について検討。

自治体DXの推進

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
自治体DXの推進	① フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的な推進 (iii) 基幹業務システムの統一・標準化					
	標準化対象事務である20業務の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行について、地方公共団体・事業者の状況を丁寧に把握し円滑かつ安全な移行を支援。				2026年度以降に標準準拠システムに移行するシステムの移行を支援。	
	デジタル庁・制度所管省庁において、制度改正等に応じて適宜、標準仕様書の見直し。					
	デジタル庁は標準準拠システム等がガバメントクラウドを利用できるよう整備。					
	《デジタル庁》 (iv) AI・RPAの利活用					
	AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。					
	2024年度AI・RPA導入状況等調査による取組の進捗や施策の効果について把握・評価。		調査を踏まえたAI、RPAガイドブックの改訂・公表。 (AI、RPAガイドブックに、効果や利便性の高い事例や業務削減時間をどう有効活用したのか等、「見える化」を更に図る。)		2025年度AI・RPA導入状況等調査による取組の進捗や施策の効果について把握・評価。	
	取組の進捗や施策の効果の評価結果に基づき、今後の取組を検討。					
	《総務省》 (v) 公金納付へのeLTAX活用					
	地方自治法の一部改正	関係政省令の改正				2026年9月から、eLTAXを活用した公金収納を開始。
《総務省》						

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
自治体DXの推進	② デジタル人材の確保・育成、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築					
	「DXアドバイザー」の派遣、関係団体と連携した地方自治体向け研修の充実、多様な好事例の横展開等による伴走支援を実施。					
	デジタル人材確保・育成のための「ガイドブック」を策定。	都道府県・市町村の意見を踏まえながら適宜見直し。				
	都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制について、2025年度中にすべての都道府県において推進体制を構築。	ヒアリング等により把握したモデルケースを横展開するとともに、推進体制の更なる拡充についても検討。				
	都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保やDX推進リーダー育成、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費について、地方財政措置を講ずる。					
《総務省》						
	取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。					

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
<p>③ 利活用シーンの拡大をはじめとするマイナンバーカードの利便性、機能向上 (i) 給付支援サービス</p>						
自治体DXの推進	自己情報取得を可能とするプロトタイプの実証	<p>マイナポータル利用</p> <p>公共サービスメッシュとの実証</p>		<p>これまでの実施した検証結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー利便性の向上 ・災害時における継続的なサービス提供 ・公共サービスメッシュ連携による給付対象者登録の効率化 ・マイナポータル利用への移行 <p>など、サービスの機能拡張や運用を実施。</p>		
	代理申請を可能とするプロトタイプの実証			<p>取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。</p>		
	《デジタル庁》 (ii) 引越手続きのデジタル化	<p>サービスの評価（利用件数・利用により生じた国民・自治体におけるメリットの把握、より利用され、メリットを拡大するために講ずべき対策の検討を含む。）を行い、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を実施。</p>				
	《デジタル庁》 (iii) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化	<p>救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取組み（マイナ救急）について、全国展開を推進する。</p>				
	67消防本部 660救急隊 による実証事業やシステム構築を実施。	<p>救急隊専用システムを用いた全国的な実証事業を実施。</p> <p>消防本部での導入に向けた導入手順書等の作成</p>		<p>各消防本部において運用開始。</p> <p>運用状況を踏まえたシステムの改善等</p>		
《総務省》						

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働

① 地方自治体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組の推進

連携協約に基づく地方公務員の確保について、地方交付税措置を講じ、保健師、保育士、税務職員をはじめ、市町村が必要とする専門性を有する人材を都道府県等が確保し派遣する取組を推進。

都道府県等による専門人材の確保・派遣実績を把握。

専門人材の確保等に係る先進事例の収集

保健師、保育士、税務職員をはじめとする専門性を有する人材を確保し派遣するため、地方公共団体に対して制度の周知を図るとともに、収集した先進事例の横展開等を推進。

都道府県等による当該年度の派遣実績を把握。

当該年度の取組事例を収集。

取組が十分に進んでいない地域や分野について、地方公共団体への更なる周知・働きかけ等を実施。

取組の進捗状況等について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

《総務省》

② 関係省庁や地方自治体との連携による事務の共同実施、複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用

関係省庁との協議

モデル団体の選定

モデル団体による事業の実施

関係省庁と連携した伴走支援

構築した共同実施モデルの横展開を図るとともに、他の分野におけるモデルの構築等についても検討。

取組の進捗状況等について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

広域的な公共施設の集約化等に係る先進事例の収集、促進策の検討

地方公共団体に対して促進策の周知を図るとともに、収集した先進事例の横展開等を推進。

集約化に向けた合意が形成されにくい施設も含め取組を推進するため、地方公共団体等に対する働きかけを実施。

取組状況等を踏まえた更なる働きかけやフォローアップ等を実施。

取組の進捗状況等について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

《総務省》

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 《主担当府省庁等》		2025年度		2026 年度	2027 年度	
年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働	③ 地域の多様な主体との連携・協働					
	地方自治法の一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度を創設（2024年9月26日施行）。	「指定地域共同活動団体」制度の活用を通じて、地域における多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を推進する観点から、新たな制度の円滑な導入・運用に向けた先行事例等の把握を通じて調査研究を実施。		調査研究を踏まえて、地方公共団体に対する情報提供や周知・啓発を実施。	地域の実情を踏まえて制度の活用が図られるよう、先行事例等の横展開など、更なる周知・啓発等を実施。	取組の進捗状況等について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
	《総務省》					
	④ 連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進					
連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方交付税措置等を講ずる。						
各圏域における今後の人口減少・少子高齢化社会を見据えた取組事例の収集・分析等。		連携中枢都市圏連絡会議等において、収集した取組事例等について情報提供することにより、取組の横展開を促進。		これまでの分析や各圏域における取組の進捗等を踏まえ、更なる取組の充実・深化を推進。		取組の進捗状況等について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
各圏域における施策や事業のKPIの設定状況等を把握・分析。		連携中枢都市圏等におけるKPIの設定等に関する基本的な考え方、取組事例等を周知。		連携中枢都市圏等における事業のKPIの設定状況等が適切な評価指標となるよう、引き続き取組を実施。		
《総務省》						

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間			2028年度 ～2030年度
		2025年度		2026年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会
地方自治体の財政マネジメントの強化	① 財政状況の「見える化」				取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
	地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。				
	地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、法令との関係を含め、決算情報の「見える化」を推進。				
	各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。				
	住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。				
	地方公共団体における財務書類の作成・更新について決算年度の翌年度までに完了するため、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。		地方公共団体における財務書類の作成・更新の早期化を実現するために、取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討の上、推進。		
	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進する。		統一的な基準による地方公会計について、取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、引き続き経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。		
2024年度に改訂予定の統一的な基準を踏まえた財務書類及び固定資産台帳の整備を推進。					
《総務省》					

集中取組期間

2024年度

《主担当府省庁等》

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度
~2030年度

年末

通常国会

概算要求
税制改正要望等

年末

通常国会

② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革

(i) 公営企業の業務効率化と抜本的な改革等の推進

事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革を推進。

経営戦略を策定済の事業について、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図り、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行った上での改定を推進。

経営戦略を改定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。

9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用による「見える化」を推進。

経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。

《総務省》

(ii) 公営企業会計の適用促進

重点事業(下水道、簡易水道事業)について、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。

その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、資産規模や更新投資の多寡などの実情や費用対効果を踏まえた、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。

《総務省》

取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

地方自治体の財政マネジメントの強化

		集中取組期間				2028年度 ~2030年度
2024年度 «主担当府省庁等»		2025年度		2026 年度	2027 年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
地方自治体の 財政マネジメントの 強化	② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革					
	(iii) 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進					
	持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。					
	各都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。					
	都道府県に対し、更なる広域化の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域化の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。				取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。	
	官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、水道カルテ等による料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、上下水道一体でのPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。					
水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。						
«総務省、農林水産省、国土交通省、経済産業省»						
取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。						

	集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
	2024年度 《主担当府省庁等》	2025年度		2026年度		2027年度
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
地方自治体の財政マネジメントの強化	② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革					
	(iv) 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進					
	人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの公営企業を取り巻く厳しい経営環境や、2026年度における、汚水処理施設整備の概成を見据えながら、持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。					
	改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。					
	各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。					
	都道府県に対し、更なる広域化・共同化の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域化・共同化の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。		取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。			
	先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、上下水道一体でのPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。					
	具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。					
《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》						

取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度		2026年度	2027年度	
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
地方自治体の財政マネジメントの強化	② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革 (v) 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進					
	各公立病院が策定した「公立病院経営強化プラン」について、必要に応じプランを見直すよう促す。また、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の取組を推進。					取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
	《総務省》 (vi) 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進					
	財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促す。					取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
	経営健全化のための方針に沿った取組状況を毎年度把握・公表することにより、地方公共団体による第三セクター等の経営健全化を推進。					
	《総務省》					